

**契約解除**

## 訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。事業者などから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

### ■クーリング・オフの手続きの手順

1 契約書を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。

2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。

3 ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。

4 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。



### ■ハガキの書き方の例

#### 通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日  
 商品名 〇〇〇〇  
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円  
 販売会社 株式会社XXXX〇〇〇〇営業所  
 担当名△△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇〇円を返金し、  
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日  
 茨城県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
 氏名 〇〇〇〇

### ■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- ・訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等).....8日
- ・電話勧誘販売.....8日
- ・連鎖販売取引(マルチ商法).....20日
- ・特定継続的役務提供(エステティックサロン・通学教室等).....8日
- ・業務提供誘引販売取引(サイトビジネス商法等).....20日
- ・訪問購入(いわゆる訪問販売).....8日

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

**消費者ホットライン 188** お近くの消費生活相談窓口につながります

相談できる曜日・時間帯は、お住いの地域の相談窓口によって異なります。

茨城県消費生活センター

(〒310-0802 茨城県水戸市東町 1-3-1 水戸合同庁舎内)  
 ※土・祝日・年末年始はお休みです。

消費生活相談 ☎029-225-6445

受付時間:月～金曜日 午前9時～午後5時  
 日曜日(電話相談のみ) 午前9時～午後4時



### 消費生活センターってどんなところ?

消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん、情報提供などを行っています。これまで、仕方がないと解決をあきらめていたトラブルはありませんか? 困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。

# SNSがきっかけに! 悪質商法に気をつけろ!!

マルチ商法 マルチまがい商法  
 架空請求 不届請求  
 アポイントメントセールス

茨城県消費生活センター 悪質商法対策啓発キャンペーン

## 消費者ホットライン 188

お近くの消費生活相談窓口につながります

相談できる曜日・時間帯は、お住いの地域の相談窓口によって異なります。

茨城県消費生活センター  
 ☎029-225-6445

いばらき消費生活なび

検索

